

第1章 総記

理事選出選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会定款第19条に定める理事の選出選任について定めるものとする。

(理事)

第2条 理事は、次に掲げる者のうちから、評議員会の決議によって選任する。

- (1) 福祉関係の行政職員
- (2) 民生児童委員
- (3) 区長会地区会の代表者
- (4) 高齢者クラブに属する者
- (5) 障がい者団体・家族会等に属する者
- (6) 婦人会に属する者
- (7) 社会福祉法人関係者
- (8) 識見を有する者
- (9) 事務局長

2 理事の選出母体は別に定めるものとする。

3 理事として選任された者は、就任承諾書を会長に提出するものとする。

附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年9月29日から施行し、別表定数については平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。